

議案第 33 号

松阪市松阪市民病院医師等修学資金貸与条例の一部改正について

松阪市松阪市民病院医師等修学資金貸与条例（平成 23 年松阪市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

平成 31 年 2 月 19 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市松阪市民病院医師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

松阪市松阪市民病院医師等修学資金貸与条例（平成 23 年松阪市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中第 4 号を第 6 号とし、第 3 号を第 5 号とし、第 2 号を第 4 号とし、第 1 号の次に次の 2 号を加える。

(2) 一般社団法人日本専門医機構が承認した専門医の養成のための研修であって市長が認めるもの（以下「専門研修」という。）を受ける場合（市民病院に勤務する場合を除く。） 専門研修を受ける期間

(3) 前号に掲げる場合に準ずるものとして市長が認める専門的な知識及び技術を習得するための研修等（以下「準専門研修等」という。）を受ける場合 準専門研修等を受ける期間

第 10 条第 1 項第 1 号中「勤務した期間（」を「勤務した（前条第 3 号に該当する場合を除く。）期間（ア、イ及びウの場合にあっては、それぞれの期間の合計。」に改め、同号イ中「前条第 2 号」を「前条第 4 号」に改め、同号中イをエとし、アの次に次のように加える。

イ 前条第 2 号に該当することにより返還債務の履行を猶予された場合 専門研修を終了した日の翌日

ウ 前条第 3 号に該当することにより返還債務の履行を猶予された場合 準専門研修等を終了した日の翌日

第 10 条第 2 項第 1 号に次のように加える。

ウ 専門研修を受け、その後直ちに市民病院の医師として勤務したとき。

エ 準専門研修等を受け、その後直ちに市民病院の医師として勤務したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。